

8 . 危険物・防災・保安分野

<p>危険物・防災・保安(1)</p>	<p>保安法令の重複適用の排除</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。</p> <p>例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>装置を構成している一つひとつの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。</p> <p>少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。</p> <p>また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用 ・国際整合性のとれた保安規制の整備
<p>要望理由</p>	<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)</p> <p>「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。</p> <p>一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

危険物・防災・保安(2)	1-S型泡放射砲のリング火災への適用
規制の現状	<p>タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。</p>
要望内容	<p>リング火災の消火に対する1-S型泡放射砲の使用を、1セット目から認めるべきである。</p>
要望理由	<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効率的な消火が困難である。</p> <p>1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。</p> <p>なお、1セット目からの適用に関して、防災要員がタンク上部に上がる際の安全性については、耐熱服を着用した場合の輻射熱の影響について実験データを得ており、また機材の設置についても、安全装置を備えたリフター設置の実験を実施しており、1-S型泡放射砲による迅速かつ着実なリング火災の消火は可能と考えられる。</p>
根拠法令等	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁特殊災害室

危険物・防災・保安(3)	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し【新規】
規制の現状	<p>天然ガス自動車の容器検査は車両車検時に同時に行うことができるが、車検日と容器の再検査期限は一致していない。</p> <p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用の高圧ガス容器(以下、CNG容器)は高圧ガス保安法の適用を受けており、容器再検査の初回は4年以内で、以降2年1月以内に再検査を受けることが義務付けられている。(一方で、主要乗用車の車検サイクルは初回車検は3年、2年目以降は2年となっている。)</p> <p>また、新たに自動車に装置する容器は過去の使用実績のないものであることとなっている。(容器則細目告示、第22条「容器再検査における容器の規格」)</p>
要望内容	<p>CNG容器再検査の起算日を車両の初度登録日とすべきである。</p> <p>なお、製造後1年を経過した容器を車両に搭載する場合には、再度検査を実施する等の方策で健全性を担保すべきである。</p>
要望理由	<p>CNG容器の再検査は、車載で行うことが可能であり、通常車検時に実施される。</p> <p>初回の容器再検査期間が刻印(製造)から4年であるため、車載までに1年以上を要した場合には、初回車検(車両初度登録から3年目)を超過するため、車検と容器再検査を一致させることが出来ない。</p> <p>自動車メーカーはユーザーの利便性を考慮して、車検に合わなくなったCNG容器は購入しないため、容器メーカーは当該CNG容器を廃棄している。</p> <p>起算日を車検初度登録日とし、容器再検査と車検を一致させることにより、在庫容器の有効活用ができ、コストダウンにつながる。</p> <p>また、車検時に容器の有効期限が残っているため、容器再検査がされず、期限切れで走行する虞を防止することが出来る。</p> <p>なお、車載する容器の安全性を担保するため、製造後1年を経過した容器を車両に搭載する場合には、再度検査をするなどの方策を付加する。</p> <p>容器の製造メーカーは、国内と海外に分かれ、国内メーカーであれば、生産管理が容易であるのに対し、海外製品は商社経由で購入するため、在庫管理が難しいという背景がある。</p>
根拠法令等	高圧ガス保安法容器則第24条第1項第5号
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院保安課